

水質汚濁防止法に基づくほう素等3項目に係る暫定排水基準の見直し（平成22年7月1日施行）

番号	業種等		日平均 排水量 50 m ³	排水基準値 (mg/L)									
				ほう素			ふっ素			アンモニア等			
				一律基準	~H22.6	H22.7~	一律基準	~H22.6	H22.7~	一律基準	~H22.6	H22.7~	
1	ほうろう鉄器製造業		未満 以上		50	50		25	15				
2	うわ薬製造業	ほうろううわ薬を製造	未満 以上		50	50		25	15				
		うわ薬かわらの製造に供するものを製造			150	150							
3	粘土かわら製造業	うわ薬かわらを製造			150	150							
4	貴金属製造・再生業		未満 以上		50	50					4000	3600	
5	電気めっき業		未満 以上		50	50		50	50		500	400	
								15	15				
6	下水道業	温泉排水を受け入れているもので一定のもの			50	50							
		モリブデン、ジルコニウム、水酸化ニッケル化合物を受け入れているもの									250	170	
7	ほう酸製造業			海域以外	80	80	海域以外						
8	金属鋳業			10	150	150	8						
9	旅館業	昭和49年以前に湧出した温泉を利用		海域			15	50	50				
		昭和49年以後に湧出した温泉を利用	未満 以上	230	500	500		15	15				
10	非鉄金属製錬・精製業							11	廃止				
11	化学肥料製造業							10	10				
12	イットリウム酸化物製造業										150	廃止	
13	酸化コバルト製造業										400	220	
14	畜産農業										900	900	
15	炭酸バリウム製造業										800	廃止	
16	黄鉛顔料製造業										900	廃止	
17	すず化合物製造業										1800	廃止	
18	ジルコニウム化合物製造業										1800	1000	
19	モリブデン化合物製造業										2000	1800	
20	バナジウム化合物製造業										2000	1800	
21	硝酸銀製造業										2000	廃止	

暫定排水基準の適用期限は平成25年6月30日。網掛けは今回の見直しにより暫定排水基準値が廃止または強化されたもの。